

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され事務職として業務に従事していたが、○年○月○日よりB所在の同社C研究所へ異動し、引火性危険物の引火点測定等の業務に従事していた。
- 2 請求人は、手や全身にしびれが生じ、○年○月○日、D医療機関を受診し、「頸髄症」と診断され、同月○日、E医療機関を受診し、「頸椎症性脊髄症」と診断された。請求人によると、測定機器の設置位置の関係で、前傾姿勢を強いられ、常に首に負担がかかり、全身のしびれ、こわばり及び関節の腫れが生じてきたという。
- 3 本件は、請求人が請求人に発症した疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病について、F医師は、○年○月○日付け意見書において、「頚椎椎間板ヘルニア」と述べている。

一方、G医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、「頚椎CT画像ではC3／4／5／6で右寄りに骨棘（頚椎症性変化）、C4／5正中に椎間板膨隆像（椎間板ヘルニア）を認め、C4／5では骨棘と軟骨による圧迫で脊髄の扁平化が生じている。したがって、疾患名としては頚椎症性脊髄症、頚椎椎間板ヘルニアのいずれも該当し、どちらかひとつとは限定できないと考えられる。」と述べている。

当審査会としても、請求人の症状及び画像所見から、G医師の意見は妥当であり、請求人は、○年○月○日に、頚椎症性脊髄症及び頚椎椎間板ヘルニア（以下「本件疾病」という。）を発症したものであると判断する。

(2) 請求人が従事した業務について、請求人は、引火性危険物の引火点や比重、屈折率の測定作業において、空調ドラフト内に首を入れなければならない、常に前傾姿勢で行っていたので、首に負担がかかった、また、タグ式での引火点測定で、蓋の裏側を拭くときにも首に負担がかかった旨主張するので、以下検討する。

ア ○年○月○日に審査官が行った実地調査において、会社関係者は、引火点、比重、屈折率の各測定作業は、首や体を空調ドラフトの内側に入れて行うことはなく、測定者の首に負担がかかる作業はない旨述べている。また、会社関係者の実演では、請求人が主張するタグ式測定器の拭き取り作業も首に負担がかかる作業とは認められなかった。

イ よって、請求人の主張する「首に負担がかかる姿勢」とは、業務の必要か

ら求められたものとみることはできず、首に相当な負担がかかるものであるとはいえないと判断する。

ウ したがって、請求人の業務は、認定基準に定める上肢等に過度の負担のかかる業務とは考え難い。また仮にそうであったとしても、決定書理由に説示のとおり、認定基準で定める業務量要件についてはいずれも該当するとは認められないことから、請求人は、発症前に過重な業務に就労したとは認められず、当該認定基準の要件を満たしていないものと判断する。

(3) 本件疾病の発症原因に関する医学的見解についてみると、頰椎症は、頰椎の退行性変化により生ずるとされているところ、頰椎椎間板ヘルニアについて、F医師は、○年○月○日付け意見書において、業務との因果関係を不明と述べ、G医師は、○年○月○日付け意見書において、業務の際の姿勢や動作で椎間板ヘルニアや頰椎症性変化が生じたとする明らかな根拠はないと述べ、本件疾病の医学的因果関係を否定している。

(4) 以上のことから、当審査会としても、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

そのほか、請求人の主張及び一件記録を子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。